

■ 栃木県国民健康保険運営方針の一部改定案について

1 基本的事項

○ 策定の趣旨

- ・平成30年度以降、都道府県は市町村とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、市町村は、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っています
- ・栃木県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、県と市町が一体となって、安定的な財政運営並びに効率的な運営の推進を図るための統一的な方針として定められているものです

○ 対象期間

- ・現在の運営方針は第3期となっており、対象期間は令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間となっています
- ・おおよそ3年を目安として、中間見直しが行われる予定となっています

2 概要

- ・国保の医療に要する費用及び財政の見通し、国保税の収納率向上、特定健診受診率の向上、保険給付の適正な実施等についての分析
- ・保険税水準の統一に向け、統一の意義や理念等の共有、本県における統一の考え方（定義）や統一までの進め方の整理
- ・保険給付等に要する費用として、県が市町から徴収する「国保事業費納付金（以下「納付金」という。）」及び市町ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値である「標準保険料率」の算定方法

3 改正内容

- ・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）による改正後の国民健康保険法の施行（令和8年4月1日施行予定）に伴い、運営方針においても子ども・子育て支援納付金の算定方法を定めるため、その一部改定を行うもの。